

鉄道駅等のバリアフリー化を取り巻く社会背景

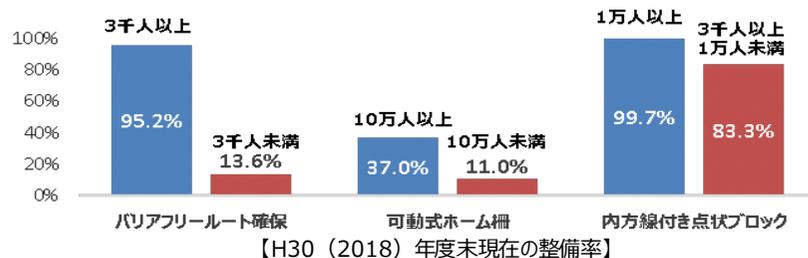
- ・ 高齢者・障がい者の増加、 高齢者の外出の増加
- ・ インバウンドの増加、 宿泊者数の増加
- ・ 高齢者・障がい者・子育て世帯の駅バリアフリー化への期待の増加
- ・ 大阪環状線内への駅利用者数・ホテル立地の集中
- ・ 2025年大阪・関西万博の開催等による更なる駅利用者の増加
- ・ 大阪府UD推進指針（H30（2018）年6月）の策定

鉄道駅等のバリアフリー化に係る国の動き

- 交通バリアフリー基準を定める省令改正（H30（2018）年3月）※新設義務、既設努力義務
 - ・ バリアフリールートの複数化
 - ・ 乗継ぎルートのバリアフリー化
 - ・ 旅客施設の利用状況に応じたエレベーターの複数化・大型化
- プラットホームと車両乗降口の段差・隙間に関するとりまとめ（R元（2019）年8月）
 - ・ 整備実現に向けての当面の目安値等の提示
- バリアフリー法の改正（H30（2018）年5月）
 - ・ 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組みの推進
 - ・ マスタープラン制度の創設や基本構想等の定期的評価・見直しなど取組強化

鉄道駅等のバリアフリー化の現状

- 駅の1ルート以上のバリアフリー化の状況
 - ・ 3千人以上/日の駅は、R2（2020）年度末までに原則達成見通し
- 可動式ホーム柵の整備状況
 - ・ 10万人/日以上駅を優先整備
- 内方線付き点状ブロックの整備状況
 - ・ 1万人以上/日の駅はR元（2019）年度末までに達成見通し
- バリアフリー基本構想等の作成状況
 - ・ 大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針（H31（2019）年3月）に基づき、作成促進32市1町 135地区で作成（H30（2018）年度末現在）



今後の鉄道駅等のバリアフリー化促進方針

2025年大阪・関西万博とその先の将来を見据え、SDGsやユニバーサルデザイン（UD）の視点に立ち、ハード対策とソフト対策とあわせて、鉄道駅等のバリアフリー化を促進

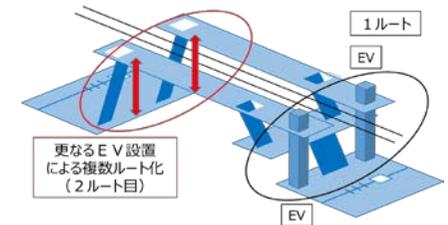
1. 鉄道駅等のバリアフリー化

1-1 3千人/日以上以上の鉄道駅等の1ルート以上のバリアフリー化【R2（2020）年度】

1-2 UDの視点に立った鉄道駅等の更なるバリアフリー化【R11（2029）年度】

高齢者・障がい者の利用実態、基本構想等作成状況など、地域の実情を踏まえ促進

- (ア) バリアフリールートの複数化
- (イ) 乗換えルートのバリアフリー化
- (ウ) 駅の利用状況を考慮したEVの複数化・大型化
- (エ) 3千人/日未満駅の1ルート以上のバリアフリー化



【バリアフリールートの複数化の例】

1-3 万博に向けた鉄道駅等のバリアフリー化【R6（2024）年度】

大阪環状線内の乗換え駅等を中心に、バリアフリー化を促進

2. 駅ホームにおける安全性向上

- (1) 可動式ホーム柵の府対応方針(H30（2018）年3月)に基づく整備促進
- (2) 内方線付き点状ブロックの整備促進
- (3) プラットホームと鉄道車両床面の段差・隙間の縮小化促進
- (4) 視覚障がい者のエスカレーターへの安全な誘導促進



【可動式ホーム柵】

3. ハード対策にあわせたソフト対策

- (1) 駅やまちのバリアフリー情報提供の促進
- (2) 駅における案内表示等による取組み促進
- (3) 駅利用者による声かけ等の促進



【床面整理乗車シート】

4. 駅とまちの面的・一体的なバリアフリー化

「大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針」を踏まえた基本構想等の作成・見直し等の促進

今後のスケジュール

- (1) パブリックコメントの実施（R2（2020）年2月～3月）
- (2) 鉄道駅等バリアフリー化促進方針の策定（R2（2020）年3月末公表予定）

大阪・関西万博の開催や超高齢社会の進展を見据え、ユニバーサルデザインの視点に立ち、より多くの人々が利用しやすいよう、ホテル又は旅館におけるバリアフリー化を促進するため、福祉のまちづくり条例・規則の一部改正、ガイドラインの改訂及び必要な予算の確保を行う。

大阪府福祉のまちづくり条例・規則の一部改正

【条例・規則の改正の骨子】

床面積1,000㎡以上のホテル又は旅館の新設等を行う場合に、以下の規定を義務化
上記以外は努力義務（既存施設を含む）

1. 一般客室におけるバリアフリー化の促進（基準は右図参照）

- 東京都基準と同等の「UDルームⅠ」を設定
- 客室面積が比較的広い客室（1ベッドで18㎡以上、2ベッド以上で22㎡以上）には、車椅子使用者の利用にも一定配慮した「UDルームⅡ」を設定

2. 車椅子使用者用客室の更なるバリアフリー化（基準は右図参照）

- 車椅子使用者がより円滑に利用できるよう、客室出入口及び浴室等の出入口の引き戸の義務化

3. バリアフリー情報の公表

- 宿泊予約前にホテル又は旅館のバリアフリー状況を確認できるよう、営業者にインターネットの利用等により、バリアフリー情報の公表を義務化
 - ・ 新設等のホテル又は旅館は、計画書の届出・公表の義務化
 - ・ 既設等のホテル又は旅館は、計画書の届出が可能。その他は公表の努力義務化
 - ・ 公表内容は右記参照
 - ・ 表示方法は、高齢者や障がい者等に分かりやすいピクトサイン等を使用し表示（下図参照）
 - ・ バリアフリー対応がされていない場合もその旨表示
 - ・ 知事は、届出のあった計画書の概要をインターネットの利用等により公表

【スケジュール】 R2（2020）年2月～3月 条例案議会上程 3月条例・規則 公布 9月条例・規則 施行

（府が推奨するピクトサインによる表示例）



車椅子使用者用
駐車施設 有



車椅子使用者対応
エレベーター 無



車椅子使用者用
便房 有



UDルームⅠ●室
間取り図 有



受付時の
筆談対応

（バリアフリー基準の概要）

	1. 一般客室		2. 車椅子 使用者用客室
	1ベッド客室	18㎡未満	
2ベッド以上客室	22㎡未満	22㎡以上	
1-1 UDルームⅠ基準 ①客室出入口の幅80cm以上 ②段差解消（防水上必要な最低限の高低差は除く） ③便所及び浴室等の戸の幅70cm以上 ④ベッド、便所及び浴室等までの経路幅80cm以上 （1ベッド：15㎡以上、2ベッド以上：19㎡以上に限定）	↔		↔
1-2 UDルームⅡ基準 1-1 UDルームⅠの①、②に加え、 ⑤便所及び浴室等の出入口の幅75cm以上 ⑥ベッド、便所及び浴室等までの経路幅80cm以上 （経路が直角となる部分は100cm以上） ⑦便座、浴槽等、洗面台の車椅子使用者の寄付き ⑧車椅子使用者が転回することができる空間の確保	↔		↔
2 客室及び浴室等の出入口の戸 ○引き戸	↔		↔

↔ 基準あり ↔ 義務 ↔ 努力義務

（バリアフリー情報の公表項目）

ハード面

- (1) 駐車場
- (2) 主要な出入口までの経路
- (3) 主要な出入口の戸の形式
- (4) 受付案内所・点字案内板
- (5) エレベーター
- (6) 共用部分の便所
- (7) 共用部分の浴室等
- (8) 共用部分の子育て支援設備（ベビーベッド、ベビーチェア、ベビーケアルーム）
- (9) 客室（車椅子利用者用客室、UDルームⅠ、UDルームⅡ、その他の一般客室）

ソフト面

- (10) 備品の貸出、設備の設置
- (11) コミュニケーションサービス
- (12) 案内等のサービス

大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂

条例の理念や趣旨、基準を図解等により分かりやすく解説し、施設的设计、維持管理時の配慮事項等をまとめたガイドラインを、今回の条例・規則の一部改正に合わせて改訂する。

【スケジュール】 R2（2020）年2月～3月パブコメ 3月末公表

ホテル等におけるバリアフリー情報公表推進事業の創設（R2（2020）年度）

2025年大阪・関西万博の開催等に向けて、バリアフリー情報を公表するホテル等を確保するため、今回の条例改正で義務化されない既設ホテル等を対象に、バリアフリー状況の調査と、その結果に基づきホテル事業者等によるバリアフリー情報の公表を推進する。

【調査対象】法や条例の規定により、一定バリアフリー化されているH20（2008）年からR元（2019）年までに開設された1,000㎡以上のホテル等（約350件）